

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年2月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

( [http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html) )

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：ケニア 担当：経済基盤開発部  
案件名：道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）

1 契約予定期間：2014年4月中旬～2015年11月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における道路建設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月26日から2014年2月28日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月26日から2014年3月3日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月14日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：3月下旬
- (5) 契約交渉：4月上旬～4月中旬

5 業務の目的

ケニアでは、輸送手段のうち道路交通が90%以上を占めており、道路網の整備・改善はケニアの経済成長にとって重要な開発課題である。舗装道路の延長距離11,600km（2006年）のうち良好な状態に保たれている道路は40%にとどまっている。道路状況の悪化は輸送時間とコストの増大をもたらし、経済成長の大きな妨げとなっている。

ケニアにおける道路行政は、運輸交通インフラ省が政策立案等の役割を担い、幹線道路、都市内道路、農村道路、国立公園内道路等の道路種類別に異なる道路管理団体が道路の建設および維持管理業務を行う体制にある。

道路維持管理業務については、小規模な補修ならばこれまでケニア政府機関が直営で行っていたが、現在は民間業者への外部委託化が進められており、昨年度からは、性能規定型契約（Performance Based Contract）が試行的に導入されるなど、より民活に重心を置いた契約方式の導入が図られている。しかしながら、外部委託業務に係る発注者である道路管理団体の監理能力は十分ではなく、予算計画・業務計画の未策定、業者調達や維持管理業務そのものの遅延、品質の不均一等の問題が頻発している。

JICAは、2010年5月から3年間、「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト」（以下「フェーズ1」という）を実施した。プロジェクトでは単価調査、歩掛作成等を支援するとともに、維持管理業務の年間契約化及び性能規定型契約の標準入札図書作成や施工パフォーマンス評価導入による業者選定プロセス改善等を支援した。また、東京大学および京都大学が開発した簡易道路平坦性測定器（Vehicle Intelligent Management System、以下「VIMS」という）の導入を支援し、ケニア政府は自国予算でVIMSを購入するに至った。

本プロジェクトは、フェーズ1の成果を引き継ぎ、中でも試行段階にある性能規定型契約に着目して、これを本格導入させるべく、更なる先方実施機関等の能力向上を図るものである。プロジェクトの実施体制は、2013年11月から2年間の任期で派遣中のチーフアドバイザー及び業務調整員／公共調達・契約監理の長期専門家2名に加え、本業務を受託する短期専門家チームから構成される。本業務は、フェーズ1の活動成果を踏まえ、長期専門家2名と協力しつつ、ケニア政府の道路管理団体における道路維持管理外部委託化に係る能力強化を図るものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト概要

ア 上位目標

ケニア国内の既存道路網が適切な状態で維持される。

イ プロジェクト目標

道路維持管理の外部委託化に関する実施機関の調達・契約監理能力が強化される。

ウ 期待される成果

成果1. 道路維持管理の外部委託業務に係る調達・契約制度が改善されるとともに実際の道路状況が改善される。

成果2. 路面性状等が定期的に把握され、これをベースに道路維持管理計画が立案される。

成果3. 上記取り組みが、実施機関、請負業者、他政府機関等の関係者間で共有される。

エ 業務対象地域

ケニア全土（業務渡航可能な地域に限る）

オ プロジェクト実施体制

運輸交通インフラ省（Ministry of Transport and Infrastructure）、国道公社KeNHA）、都市道路公社（KURA）、地方道路公社（KeRRA）、道路基金（KRB）、野生生物公社（KWS）

## (2) 業務内容

ア ワーク・プラン案の作成・協議

イ 性能規定型契約における道路維持管理レベルの設定

(ア) ケニア国内における道路状況調査（アスファルト舗装道路、インターロッキング舗装道路、未舗装道路等）

(イ) 既往の性能規定型契約パイロットプロジェクトのレビュー及び課題の抽出

(ウ) 道路メンテナンスマニュアル性能規定型版の作成

(エ) 契約監理及び契約評価マニュアル性能規定型契約版の作成

ウ ケニアで入手可能な材料を用いた道路の維持管理・補修方法等の提案

エ 上記イ及びウに係るセミナー及びTOT(Training of Trainer)の実施

オ 性能規定型契約を主たる対象とした道路工事实態調査（歩掛、労務費等）の実施、集計及び分析

カ 施工パッケージ型積算基準の作成および性能規定型維持管理契約への適用

キ 公共工事積算に関するセミナー及びTOTの実施

キ 公共工事発注制度（主に入札制度）における課題抽出・改善案の提案

ク 公共工事発注制度（主に入札制度）に関するセミナーの開催

ケ VIMSに係る指導

コ VIMS測定結果の性能規定型契約への活用方法検討（道路平坦性管理レベル設定等）

サ 道路の年間必要維持管理費用の試算

シ プロジェクト業務進捗報告書の作成

ス プロジェクト活動ニュース案の作成補助

セ プロジェクト業務完了報告書の作成

## 7 成果品等

(1) 業務計画書（2014年4月下旬）

(2) ワークプラン（2014年4月下旬）

(3) 事業進捗報告書（2015年1月下旬）

(4) 業務完了報告書（2015年10月下旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

1) 総括/道路補修計画（評価対象予定者）

2) 道路補修技術・積算（評価対象予定者）

3) 公共工事発注/契約監理

4) 道路状況調査

## 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。